第六百二条に次の一号を加える。

三　予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（肝炎ウイルスを除く小型ＤＮＡウイルスの構造蛋白質を抗原とするワクチンに限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

第六百十四条から第六百三十四条までを削り、第六百三十五条を第六百十四条とし、第六百三十六条を第六百十五条とする。

第六百三十七条中「次の四課」を「次に掲げる課」に、「調査課」を「調査課　養成・研修課（国立武蔵野学院に限る。）」に改め、同条を第六百十六条とする。

第六百三十八条を第六百十七条とする。

第六百三十九条第二項を削り、同条を第六百十八条とする。

第六百十八条の次に次の一条を加える。

（養成・研修課の所掌事務）

第六百十九条　養成・研修課は、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、児童自立支援専門員養成所の行う業務に関する事務をつかさどる。

第六百四十条を第六百二十条とし、第六百四十一条を第六百二十一条とし、第六百四十二条を第六百二十二条とする。

第一章第二節第九款から第十一款までを削る。

第一章中第十二款を第九款とする。

第六百六十三条を第六百二十三条とし、第六百六十四条を第六百二十四条とする。

第六百六十五条中「更生訓練所」を「自立支援局」に改め、同条を第六百二十五条とする。

第六百六十六条中「掲げる事務」の下に「（国立光明寮、国立保養所及び国立知的障害児施設の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二号中「入所者」を「利用者」に改め、同条を第六百二十六条とする。

第六百六十七条を第六百二十七条とする。

第六百六十八条第二号中「入所者」を「利用者」に改め、同条を第六百二十八条とする。

第六百六十九条を第六百二十九条とする。

第六百七十条第一号中「こと」の下に「（自立支援局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第六百三十条とする。

第六百七十一条を第六百三十一条とする。

第六百七十二条（見出しを含む。）中「更生訓練所」を「自立支援局」に改め、同条を第六百三十二条とする。

第六百七十三条を次のように改める。

（自立支援局長）

第六百三十三条　自立支援局に、自立支援局長を置く。

２　自立支援局長は、自立支援局の事務を掌理する。

第六百七十四条（見出しを含む。）中「更生訓練所」を「自立支援局」に改め、同条を第六百三十四条とする。

第六百七十五条を次のように改める。

（総合相談支援部の所掌事務）

第六百三十五条　総合相談支援部は、障害者のリハビリテーションに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　支援の方針に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　相談及び支援を行うこと（理療教育・就労支援部の所掌に属するものを除く。）。

三　前二号に掲げるもののほか、自立支援局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第六百七十六条中「二課」を「三課」に、「総合相談課」を「支援企画課　総合相談課」に改め、同条を第六百三十六条とする。

第六百三十六条の次に次の一条を加える。

（支援企画課の所掌事務）

第六百三十七条　支援企画課は、障害者のリハビリテーションに関し、支援の方針に関する企画及び立案並びに調整に関することをつかさどる。

第六百七十七条を第六百三十八条とする。

第六百七十八条第三号中「更生訓練所」を「自立支援局」に改め、同条を第六百三十九条とする。

第六百七十九条を削り、第六百八十条を第六百四十条とする。

第六百八十一条を次のように改める。

（自立訓練部に置く課）

第六百四十一条　自立訓練部に、機能訓練課及び生活訓練課を置く。

第六百四十一条の次に次の二条を加える。

（機能訓練課の所掌事務）

第六百四十二条　機能訓練課は、視覚障害者又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者であって重度の身体障害を有するもの（以下この款において「重度の身体障害者」という。）の身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うことをつかさどる。

（生活訓練課の所掌事務）

第六百四十三条　生活訓練課は、精神に障害のある者の生活能力の向上のために必要な訓練を行うことをつかさどる。

第六百八十二条を第六百四十四条とし、第六百八十三条を第六百四十五条とする。

第六百八十三条の二中「第六百八十二条」を「第六百四十四条」に改め、同条を第六百四十六条とする。

第六百八十三条の三を第六百四十七条とし、第六百八十三条の四を第六百四十八条とする。

第六百八十四条の次に次の二十四条を加える。

（自立支援局に置く施設）

第六百四十九条　自立支援局に、第六百三十四条に規定するもののほか、次の施設を置く。

国立光明寮

国立保養所

国立知的障害児施設

（国立光明寮の所掌事務）

第六百五十条　国立光明寮は、視覚障害者のリハビリテーションに関し、理療教育、訓練及び支援を行うことをつかさどる。

（国立光明寮の名称及び位置）

第六百五十一条　国立光明寮の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
函館視力障害センター	函館市
塩原視力障害センター	那須塩原市
神戸視力障害センター	神戸市
福岡視力障害センター	福岡市